



みなとだより

和歌山市立湊小学校
令和7年6月号

自分の言葉

相手の言葉



教育目標
人間性豊かで
たくましい子

6月1日は、人権擁護委員の日です。法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。人権とは、人間が人間として生きる上で、誰にも奪われることのない、生まれながらにして持っている権利のことです。子供たちには、自由に考え、自由に行動し、幸せに暮らすことができる権利のこと、人を大切にするのだよと伝えています。

子供たちの人権にかかわる相談の内容は、ほとんどが仲間外れや無視などのいじめ問題です。

例えば、「朝挨拶をしたとき無視された」から始まり、自分も無視するようになってエスカレートしたトラブルです。一番初めの無視が本当だったのかといえば、聞こえていなかったということもあるのです。

例えば、毎日嫌なことを言われてもずっと我慢していた子がいよいよ我慢できずに、相手に暴力をふるってしまったというトラブルです。加害者と被害者という分け方をしたら、我慢してきた子が加害者になります。そうすると我慢してきた方の親としては納得ができません。

例えば、鬼ごっこをしていて鬼が捕まえるときに背中を押したことから転んでけがをした場合も、加害者と被害者という分け方をする人がいます。

これらは、どのようにして解決したらよいのでしょうか。どれも事がこじれてからでは解決は困難になります。どちらにも言い分があるから相手を攻めた段階で解決から遠ざかっていきます。

どれも事が起こったその時、その日が解決のタイミングです。時間をおかないことが大切です。

最初の例なら、無視されたと感じるときに、「どうしたの？」と声をかけること。二つ目の例なら、我慢しているときに「嫌なんだよ」と言葉で伝えること。最後の例では、「ごめんね、けがをさせるつもりはなかったんだよ」と気持ちを話すこと。

これらができていたら、こじれずに解決します。当事者である子供同士が顔を突き合わせて自分の言葉で話すことがとても大切です。その時のゴールは相手をやっつけることではなく、仲直りすることにしなくてはなりません。感情的になっている相手とは話が通じないからです。

このような話し方は訓練で身に着けることができます。日頃から自分の気持ちを自分の言葉で伝えて、相手の言葉を受け止める訓練を心がけてほしいものです。嫌な想像を根拠にして自分の行動を決めないことを心に言い聞かせて過ごしてみるだけで、いじめはずいぶん減ります。

いじめられてよい子供は一人もいません。人権はどの子にもあります。そして、子供には子供の世界があります。大人の価値観で子供のトラブルをジャッジすることでは、決して解決には至りません。

学校では、子供たちが自分の責任で解決できるよう指導します。子供の人権は、その子自身にあり、その責任も自分にあることを、幼い時から少しずつ教えていくことも大切だと考えます。